

令和7年度 指名停止状況

番号	指名停止業者名	指名停止の期間			指名停止の理由
		自	至	月数	
2	日本交通技術(株)	R8. 2. 13	R8. 11. 12	9箇月	可児市を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注した特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
3	丸栄調査設計(株)	R8. 2. 13	R8. 11. 12	9箇月	可児市を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注した特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

令和8年度 指名停止状況

番号	指名停止業者名	指名停止の期間			指名停止の理由
		自	至	月数	
1	(株) 福電事業	R8. 8. 7	R8. 10. 6	2 箇月	(株) 福電事業が請け負った市内の工事現場において、令和7年4月30日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に虚偽の報告をしたことについて、同社及び同社役員が、令和8年4月9日に御嵩簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。